

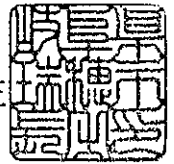
地方自治法施行令第98条第1項の規定により、市における条例の制定の請求について、次のとおり公表する。

瑞穂市告示第30号

平成26年3月7日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項による瑞穂市における条例の制定の請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第98条第1項の規定により、瑞穂市条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成26年3月7日

瑞穂市長 堀 孝 正



1. 交付した者の氏名及び住所

住所 岐阜県瑞穂市馬場前畑町1丁目30番地

氏名 河 合 達 美

2. 瑞穂市条例制定請求書の要旨

別紙のとおり

瑞穗市条例制定請求書

瑞穂市（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業について住民の意思を問う 住民投票条例制定請求の要旨

1、請 求 の 要 旨

瑞穂市は現在、巢南庁舎南西に陸上競技場（全天候型、400mトラック）をメインとする運動公園を整備する計画ですが、多くの疑問点があります。「市民が主体の市民参画による協働のまちづくり」（瑞穂市まちづくり基本条例）を実現するために、住民投票条例を制定し、広く市民の声を聴くべきではないでしょうか。

（1）内容

総事業費は10億円で、2ha（6000坪）の土地にメインとなる陸上競技場の他に、サッカー、ゲートボール、フットサル、相撲場等が併設されます。

（2）経緯

「瑞穂市総合計画」等では「多目的広場」だったものが「陸上競技場」をメインとする運動公園に変更されました。屋外体育施設としては、H12年から23億6000万円かけた生津スポーツ広場（3.3ha）にH24年テニスコート、野球場、サッカー場を2億9000万円かけて整備し、さらに大月運動公園に10億円かけることとなります。しかし、事業費、具体的な場所、広さ等の明示もされないまま、パブリックコメントが5月に実施されました。H25年12月定例議会の中でも事業費の財源は全く示されておりません。市はH21年頃から大月の土地利用について大建設計（株）に相談を持ちかけ、H25年度事業の資料として絵図を描かせた上、H25年4月30日の入札にも参加させております。その結果、大建設計（株）が落札率50.0%という半値で落札し、官製談合の疑いを取りざたされています。

(3) 財政上の問題と必要性

H26年度以降、下水道事業400億円、西部環状線(巢南古橋~国道21号)23億円、学校施設維持費57億円、生涯学習施設維持費、橋梁維持費など大きな事業が目白押しの中で、陸上競技場(全天候型、400mトラック)をメインとする大月運動公園に10億円かける必要があるでしょうか。

28Km²しかない瑞穂市に2ヶ所も屋外運動施設は必要ありません。家族でお弁当を持って行ける公園、子育て支援事業、高齢者や障がい者のための福祉施策などを優先させるべきではないでしょうか。

2、請求代表者

住所 瑞穂市馬場前畑町1丁目30番地

職業 土地家屋調査士

氏名 河合達美 

生年月日 大正14年7月15日

性別 男性

上記、地方自治法第74条第1項の規定により、別紙条例案を添えて条例の制定を請求致します。

平成26年1月10日

瑞穂市長殿

瑞穂市（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業について住民の意思を問う住民投票条例案

（目的）

第1条 この条例は、瑞穂市まちづくり基本条例（平成23年瑞穂市条例第13号）第1条に基づく「市民が主体の市民参画による協働のまちづくり」に¹期り、瑞穂市が計画している（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業について、計画案を見直すべきか、又は計画案の見直しは必要ないかについて、市民の意向を確認することを目的とする。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は、市長が執行する。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を瑞穂市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

（住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して60日を超えない範囲において市長が定める日曜日とする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会に対して、速やかに通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次のいずれかに該当するもののうち、前条第3項の規定による告示日において、投票資格者名簿（次条に規定する投票資格名簿をいう。以下同じ。）に登録されている者とする。

（1）公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する瑞穂市の議会の議員及び長の選挙権を有する者

（2）年齢満20年以上の外国人で引き続き3か月以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に登録されている者

2 前項の規定にかかわらず、次に挙げる者については、住民投票における投票の資格を有しない。

（1）禁錮以上の刑に処されその執行を終わるまでの者

（2）禁錮以上の刑に処されその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

(3) 公職にある間に犯した刑法(明治40年法律第45号)第197条から197条の4までの罪又は公職にある者などのあつせん行為による利益等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者

(4) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処され、その刑の執行猶予中の者

3 第1項の投票資格者名簿への登録、当該名簿からの抹消、当該名簿への表示その他投票資格者名簿については公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定を準用する。

(投票資格者名簿)

第6条 市長は、住民投票の投票資格者について、投票資格者名簿を調製するものとする。

(投票の方法)

第7条 住民投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て投票をしなければならない。

2 住民投票の投票は、(仮称)瑞穂市大月運動公園整備事業計画について、住民参加により瑞穂市の計画案を見直すべきと思う者は投票用紙の住民参加により計画案を見直すの欄に、計画案の見直しは必要ないと思う者は投票用紙の計画案の見直しは必要ないの欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法によるものとする。

3 住民投票は、1人1票の秘密投票とする。

4 点字による投票の方法は、別に定める。

(投票の効力の決定)

第8条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定の趣旨に反しない限りにおいて、その投票をした者の意思が客観的に明らかであれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第9条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 住民参加により計画案を見直すの欄及び計画案の見直しは必要ないの欄のいずれにも○の記号を記載したもの

(3) ○の記号以外の事項を記載したもの

(4) 住民参加により計画案を見直すの欄又は計画案の見直しは必要ないの欄のいずれの意思を記載しているか判別し難いもの

(5) 白紙投票

(情報の提供)

第10条 市長は、次に掲げる情報を、市民に対して提供するものとする。

(1) 住民投票を実施する趣旨及び経過

(2) 投票資格者が(仮称)瑞穂市大月運動公園整備事業について、住民参加により計画案を見直すべきか又は計画案の見直しは必要ないかについて、的確に判断するために必要な関連資料

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。

(投票運動)

第11条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

2 前項に規定する投票運動の期間は、この条例の施行の日から投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第12条 投票場所、投票時間、投票立会人、期日前投票、不在者投票、代理投票、開票場所、開票時間、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の規定を準用するものとする。

(投票結果の告示等)

第13条 選挙管理委員会は、開票を行い、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。